

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

新居浜工業高等専門学校
平成29年6月22日制定
平成30年6月7日一部改定

独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学生支援委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

（1）人物及び家計基準

高等専門学校3年生のうち、以下のいずれかに該当する学生。

- ①住民税非課税世帯（家計支持者が住民税（市町村民税）所得割を課されない）の学生
- ②生活保護世帯（家計支持者が申込時点で生活保護を受給している）の学生
- ③社会的養護を必要とする学生

（注）社会的養護を必要とする学生とは、申込時に以下の施設等に入居等している（学生等が18歳未満で入所等していた（又はしていることが見込まれる））学生等をいう。

- ①児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する施設）
- ②児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
- ③児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
- ④児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
- ⑤小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
- ⑥里親（同法第6条の4に規定する者）

（2）学力及び資質の基準

以下のいずれかの要件を満たしていること。（社会的養護を必要とする学生等（注）は③に該当すること。）

- ①前年度の学年末学業成績が本人の属する学科定員の10%以内である者
- ②前年度の学年末学業成績が本人の属する学科定員の25%以内の者であり、なおかつ課外活動等で大変優れた実績を納めた者
- ③社会的擁護を必要とする学生で、特定の分野において特に優れた資質能力の有し、又は4年次進級後の学修に意欲があり、優れた成績を収める見込みがある者

(3) 人物について

以下の全てに該当すること。

- ①学習活動その他生活全般を通じて態度・行動が給付奨学生としてふさわしいこと。
- ②進学目的及び進学後の人生設計が明確であること。
- ③将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあること。